

1. 宗像市立地適正化計画の改定について

(1)立地適正化計画とは

都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住や都市機能の誘導によりコンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組を推進しようとするものです。

(2)対象区域

本計画の対象区域は、都市再生特別措置法第81条に基づき、都市計画区域とします。

ただし、市街化区域と市街化調整区域では既存の土地利用規制・誘導が異なるため、具体的な都市機能や居住などの誘導の方法に違いがあります。

(3)目標年次

本計画の目標年次は、令和17年とします。

立地適正化計画は、長期的なまちづくりの計画であることから、概ね20年後を目標として、総合計画及び都市計画マスタープランの次回見直しにおける目標年次を見据えて設定しています。

(4)改定の背景・目的

本市では、人口減少・少子高齢化を背景とした様々な課題への対応に資する「多極ネットワーク型のコンパクトシティ」を形成するため、平成30年4月に「宗像市立地適正化計画」を策定しました。

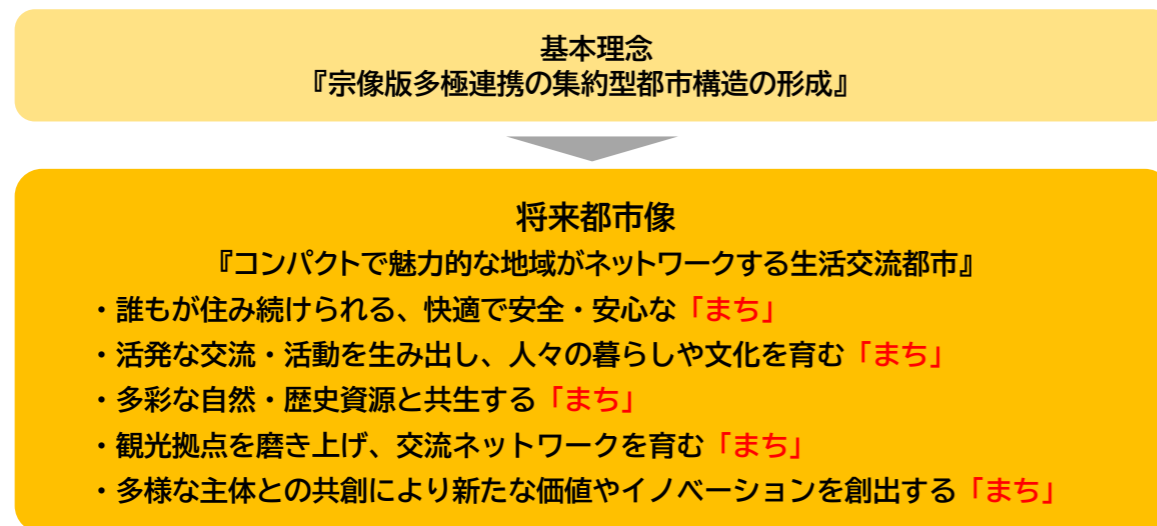
その後、2020年(令和2年)6月に、近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため都市再生特別措置法が改正され、安全なまちづくりのための防災対策を示した「防災指針」の作成が位置づけられたことから、「防災指針」の作成や、社会情勢の変化、国土利用計画や都市計画マスタープランなどの上位計画との整合性を図る観点から、当初計画を改定することとしました。

(5)都市づくりの基本方針

本市では、都市計画マスタープランにおいて、『コンパクトで魅力的な地域がネットワークする生活交流都市』を将来都市像として掲げ、その実現に向けて、次の通り基本理念を定め、将来都市構造の形成方針を定め、都市づくりを進めています。

本計画では、これらの方針を踏まえ、立地の適正化を図るため、都市機能の集積、居住の誘導、公共交通の充実に関する基本的な方針と目指すべき都市の骨格構造を定めます。

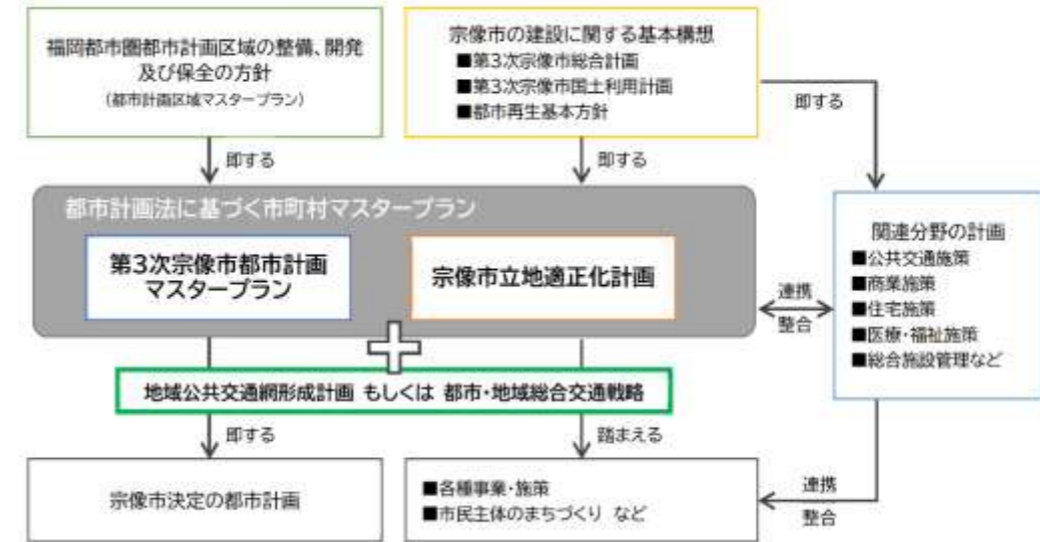
〈都市づくりの理念と将来都市像〉



(6)位置づけ

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条注1に基づき、都市全体の観点から居住や医療・福祉、公共交通などの様々な機能に関する包括的なプランとして策定するものです。

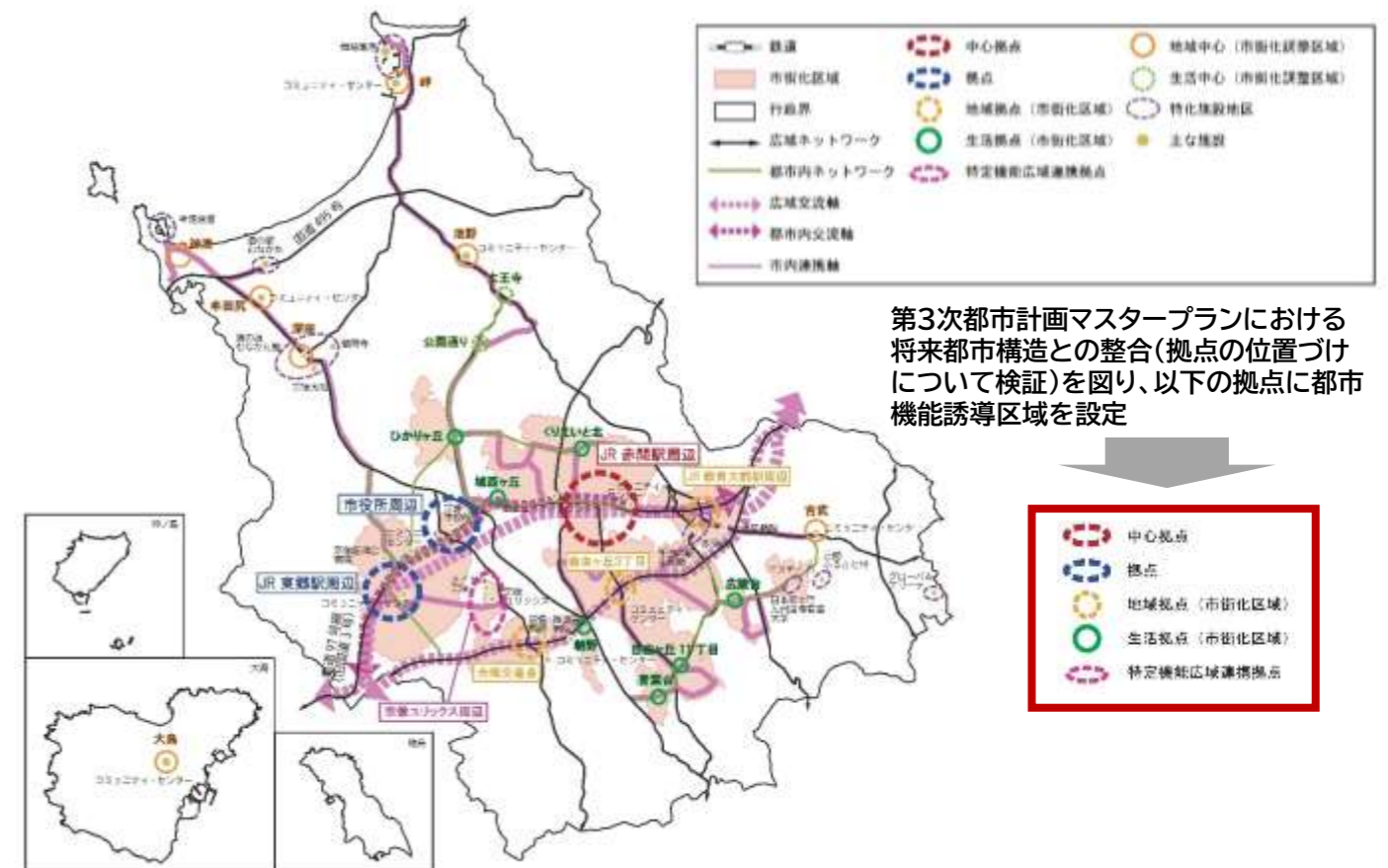
本市の立地適正化計画は、福岡都市圏都市計画区域マスタープラン、第3次宗像市総合計画等に即するとともに宗像市都市計画マスタープランと調和を保って策定します。



(7)改定の概要

【改定要素①:上位計画との整合】 ※詳細は P7参照

・都市計画マスタープランにおける将来都市構造の見直しに伴い、都市機能誘導区域を設定する**拠点を検証・整理**します



【改定要素②:新たに防災指針を位置づけ】 ※詳細はP参考資料 8-11 参照

・都市再生特別措置法の改正に伴い、下記のフローに基づき、災害リスクを分析したうえで防災対策を検討し、**防災指針として新たに位置づけ**ます。



【改定要素③:必要に応じた居住誘導区域の見直し】 ※詳細は P9参照

・上記の災害リスク分析を踏まえ、必要に応じて**居住誘導区域を見直し**ます。
 ・リスク分析の結果や、国土交通省が示す区域設定の考え方を踏まえ、本市では下記の基本的な方針に基づき区域設定を検討します。

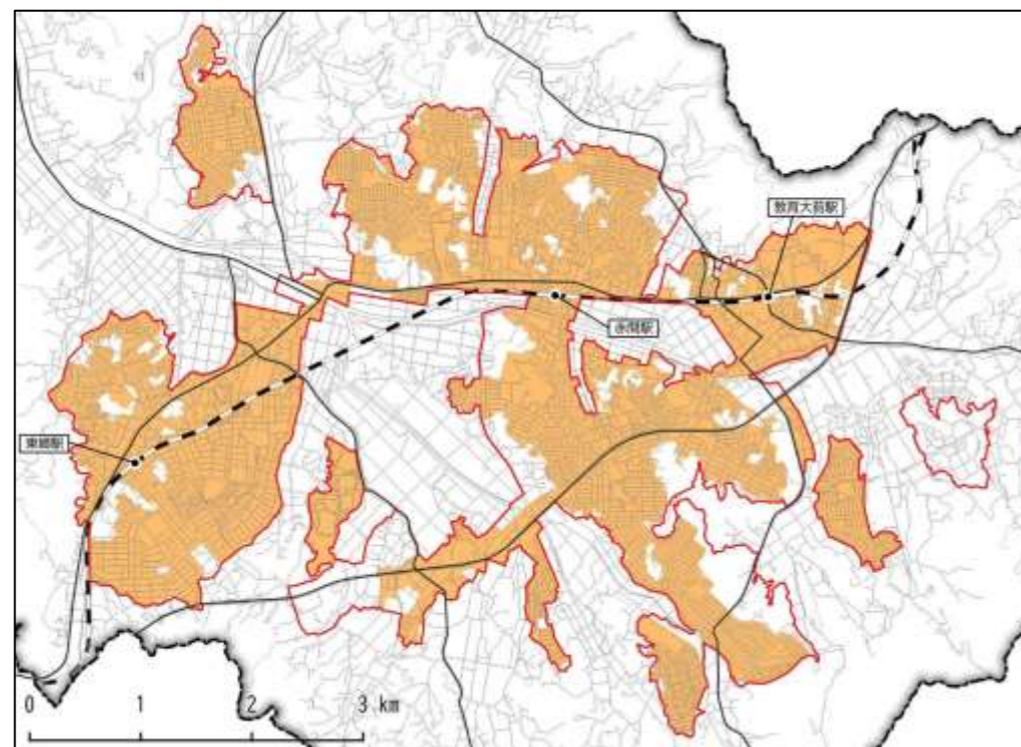
◀居住誘導区域に含まない範囲▶

- 土砂災害特別警戒区域 ○津波災害特別警戒区域 ○災害危険区域 **レッドゾーン**
- 地すべり防止区域 ○急傾斜地崩壊危険区域

なお、以下の区域についても本市に存在していますが、防災指針により災害リスクを把握したうえで、**警戒避難体制に向けた対策や災害を防止・軽減するための対策**を講じるとともに、市民と地域の防災力向上に向けた取組をより一層進めることから、居住誘導区域に含めることとします。

- 洪水浸水想定区域 ○土砂災害警戒区域 **イエローゾーン**
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸侵食) ○内水・高潮・ため池浸水想定区域 **その他のハザード**

上記を踏また居住誘導区域(案)



【改定要素④:施策等の検討】 ※詳細はP参考資料 1-4 参照

・策定からおおむね5年が経過することを踏まえ、**誘導施策、施策目標の達成状況を検証し、必要に応じて見直し**を実施します。
 ・誘導施策の進捗状況などを把握するため、関係各課へのヒアリングを実施しました。結果、**おおむねの誘導施策が「優先して実施すべき」、「今後も継続的に実施すべき」と**されていることから、次期計画においても引き続き誘導施策として位置づけます。
 ・なお、以下の施策については、制度改正や進捗状況などから**廃止・修正・新設**を行うものとしします。

誘導施策の区分	施策の位置づけ	施策	施策の内容等
都市機能誘導	変更	【変更前】 都市機能立地支援事業の活用 【変更後】 都市構造再編集中支援事業の活用	地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共施設誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し、国から集中的な支援を行い、持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ります。
居住誘導	廃止	子育て世帯及び新婚世帯家賃補助制度の活用	※令和2年の制度廃止に伴い削除
	新設	「住まいむなかた」事業の活用	「住まいむなかた」事業を活用し、子育て世帯から幅広い年代に対して、情報発信の強化、住宅取得支援の拡充、定住支援の強化についてワンストップに対応し、居住誘導を促進します。

・施策目標の達成状況については下表のとおりです。今後は**より実効性の高い計画**とするため、**公共交通**に関する目標指標や、**財政状況**等に関する目標指標の設定を検討します。

区分	目標指標	基準値	現状値	目標値	位置づけ等	
都市機能誘導	都市機能誘導区域内における医療機能の立地数	4箇所	5箇所	6箇所	目標値を踏襲	
	広域連携施設の立地数	—	0拠点	3拠点	目標値を踏襲	
	教育機能の集約強化(小中一貫校等)	—	0箇所	2箇所	目標値を踏襲	
居住誘導	区域内人口	75,049人	75,195人 76,142人(次期計画の誘導区域)	72,783人	目標値を踏襲	
	区域内人口密度	51.8人/ha	51.9人/ha 49.9人/ha(次期計画の誘導区域)	48.3人/ha	目標値を踏襲	
	空き家率	9.7%	10.7%	9.7%	目標値を踏襲	
	自治会加入率	74%	65.6%	74%	目標値を踏襲	
公共交通	地域公共交通利用率	31%	—	40%	新設	
その他計画の実効性を高める指標(間接指標)	地価公示	日の里	49,100円	—	維持	新設
		自由ヶ丘	41,900円	—		
防災指針	自主防災組織の設立割合	100%	—	100%	防災指針の追加に伴い新設	
	災害発生時の避難場所を把握している市民の割合	87%	—	100%		
	浸水の重点対策地区における浸水深10cm以下となる道路延長(重要路線)の割合	87%(8,020m)	—	100%(9,140m)		
上記の効果指標	宗像市は暮らしやすいと思う市民の割合	80%	83%	90%	目標値を踏襲	